

入札公告

下記公有財産（物件）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、川西市契約規則（昭和49年規則第15号）第7条の規定に基づき公告する。

令和2年1月7日

川西市長 越田 謙治 郎



記

1 入札に付する事項

- (1) 以下の物件（以下「売払い物件」という。）を入札に付し、売払う。
(自動車)

区分 番号	財産名称	初度登録年月	排気量 (ℓ)	走行距離 (k m)	車検	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	【高圧放水可能・低走行！】 平成14年式消防ポンプ自動車	平成14年1月	5.24	42,767 (令和元年10月24日時点)	一時抹消登録	300,000	30,000
2	【1500L水槽付き・高圧放水可能・低走行！】 平成16年式消防ポンプ自動車	平成16年3月	7.96	11,293 (令和元年10月24日時点)	一時抹消登録	300,000	30,000

3	【クレーン・ウインチ（前後引き）・照明装置付き！】 平成16年式救助工作車	平成16年3月	7.96	106,472 (令和元年10月24日時点)	一時抹消登録	300,000	30,000
---	--	---------	------	---------------------------	--------	---------	--------

※予定価格とは、あらかじめ川西市が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 川西市の職員

(4) 日本語を理解できない者。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。

(5) 日本国内に住所及び連絡先がない者

(6) 川西市が定める「川西市インターネット公有財産売却ガイドライン」（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフオク！に関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

(7) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

(8) 20歳未満の者。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。

3 入札の参加申込等に関する事項

(1) 参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みなど一連の手続きを行うこと。

(2) 参加申込み（本申込み）

仮申込み手続きを完了した後、川西市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）」及び「暴力団排除に関する誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票抄本（参加者が法人の場合は、登記事項証明書（現在全部事項証明書））及び印鑑登録証明書（いずれも発効日から3か月以内の原本に限る。）を添付の上、令和2年2月4日（火）までに川西市総務部総務課に提出すること。（郵送の場合は、令和2年2月4日（火）消印有効。）

(3) 代理人による入札

代理人に入札参加の手続きをさせる場合、申込期限までに川西市総務部総務課に委任状を提出すること。代理人には少なくとも入札参加の申込み、入札保証金の納付及び返還にかかる受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとする。ただし、前項各号による欠格事項に該当する場合は代理人になることはできない。

(4) 申込み期間

令和2年1月15日（水）から

令和2年2月4日（火）まで

4 売払い物件の下見を行う日時及び場所

売払い物件の下見については事前予約制とし、希望者は開庁日の午前9時から午後5時までの間に下記担当部署まで電話予約すること。

区分番号	日時	担当部署	場所
1	令和2年1月20日（月）から 令和2年2月3日（月）まで （土日祝日を除く） 午前9時から正午、午後1時から午後5時	川西市消防本部消防課 連絡先 072-759-9980	兵庫県川西市火打1丁目 12番11号
2	令和2年1月20日（月）から 令和2年2月3日（月）まで （土日祝日を除く） 午前9時から正午、午後1時から午後5時	川西市消防本部消防課 連絡先 072-759-9980	兵庫県川西市火打1丁目 12番11号
3	令和2年1月20日（月）から 令和2年2月3日（月）まで （土日祝日を除く） 午前9時から正午、午後1時から午後5時	川西市消防本部消防課 連絡先 072-759-9980	兵庫県川西市火打1丁目 12番11号

5 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場 所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間 令和2年2月19日（水）午後1時から

令和2年2月26日（水）午後1時まで

(3) 開 札 令和2年2月26日（水）午後1時から

6 入札方法

(1) ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、3の手続きと共に物件番号ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

(1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。参加仮申込みの際に入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(2) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時に契約保証金の全部に充当するものとする。

(3) 入札保証金の引落し

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引落しを行わない。ただし、クレジットカードの種類によっては、引落時期の関係上、一旦実際に入札保証金の引落しを行い、翌月以降に返還を行う場合がある。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合又は落札者が公有財産売却に参加できないもの場合に、売却の決定が取り消される。また、納付された入札保証金は原則返還しないものとする。

8 入札の無効

本公告並びに市ガイドラインに示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

入札期間終了後、川西市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo!JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札者決定後、川西市からの電子メールによる売買契約締結に関する案内に従い川西市と売買契約を締結しなくてはならない。

(1) 契約締結期限

令和2年3月4日（水）午後5時まで

(2) 契約保証金

7の(2)により、入札保証金を契約保証金の全部に充当する。

(3) 契約に際して、川西市より契約書(2通)を送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上、契約締結期限までに川西市消防本部消防課に直接持参または郵送(特定記録郵便又は書留郵便に限る。)すること。

1.1 売払代金に関する事項

(1) 売払代金の残金の額

売払代金の残金は落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた額とする。

(2) 売払代金の納入

落札者は、売払代金の残金を納付期限までに、指定された納付方法により一括で納付すること。なお、売払代金のほか、契約費用、運搬費用、公租公課、自動車損害賠償責任保険料等、本契約の締結及び履行に関して一切の費用は落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる場合があるが、一切の費用は落札者の負担とする。

(3) 納付期限

令和元年3月11日(水)午後2時30分

(4) 納付方法

売払代金の残金は川西市が指定する銀行口座への振込若しくは川西市が用意する納付書により納付すること。また、川西市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

1.2 所有権の移転及び名義変更

(1) 所有権の移転

売払い物件の所有権は落札者が売払代金を完納した時に移転するものとする。なお、落札者は、所有権の移転後、速やかに川西市消防本部消防課へ「保管依頼書」を提出すること。

(2) 名義変更

所有権の移転後、速やかに川西市消防本部消防課へ「公有財産(自動車)移転登録書類請求書」を提出すること。名義変更に必要な書類一式が川西市より送付されたら、速やかに売払い物件の名義変更し、自動車車検証の写しを川西市消防本部消防課へ提出すること。また、名義変更に伴う諸費用(登録手数料、自動車取得税等)は全て落札者の負担とする。

1.3 売払い物件の引渡し

引渡しの際、譲受人は運転免許証の写しを持参すること。なお譲受人が法人の場合は法人代表者のものを持参する。ただし落札者の代理人が引渡しを受ける場合には、代理権限を証する委任状(入札本申込時に提出している委任状の代理人と同一人物の場合は除く)も

合わせて提出すること。売払い物件引渡し後、「公有財産（自動車）受領書」を川西市消防本部消防課へ提出すること。売払い物件を配送する場合は、「公有財産（自動車）受領書」が後日、川西市消防本部消防課に届く方法により、落札者で手配すること。また、それに伴う費用については全て落札者の負担とする。

14 その他

(1) 売払い物件は経年による劣化、仕様による傷及び不具合が複数箇所あるので、充分理解した上で入札すること。また、売買契約締結後に売払い物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償等の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(2) 入札に関する事務を担当する部局の名称等

川西市役所 総務部 総務課

〒666-8501

兵庫県川西市中央町12番1号

電話番号 072-740-1140

E-mail kawa0006@city.kawanishi.lg.jp

(3) 売払い物件の情報提供及び契約に関する事務を担当する部局の名称等

川西市消防本部 消防課

電話番号 072-759-9980

E-mail kawa0133@city.kawanishi.lg.jp

(4) 契約書作成の要否 否